

第 55 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム 結果報告

令和 3 年 6 月 30 日
個人情報保護委員会

令和 3 年 6 月 16 日 (水) から 18 日 (金) の 3 日間、韓国主催によりオンライン形式で開催された第 55 回アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities: APPA) フォーラム (※) に、中湊専門委員及び事務局職員が参加した。

(※) アジア太平洋地域のデータ保護機関 (13 の国・地域 (豪、加、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、メキシコ、NZ、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン)、19 機関) により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催。当委員会は 2014 年からオブザーバー参加、2016 年 6 月末に正式メンバーとなった。

本フォーラムにおける、当委員会の発言概要は以下のとおり。このほか、AI や生体認証、デジタルプラットフォーム等の新たな技術の利用拡大に伴うデータ保護、児童のプライバシー、データ漏洩、啓発活動等の幅広い取組について、参加メンバーからベストプラクティスの共有がなされたほか、国際会議での活動等の最新の動向について紹介がなされた。本フォーラムで採択されたコミュニケの概要は資料 1 - 2 のとおり。

1. 法改正及び規制の変更

令和 3 年改正個人情報保護法による、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の一元化、国公立病院・大学等への民間の病院・大学等と同等の規律の適用、学術研究に関する例外規定の精緻化等の概要及び意義について説明を行った。

2. COVID-19 後のニューノーマル (※) におけるプライバシーの問題

新型コロナウイルス感染症対策における当委員会の取組として、個人情報の目的外利用や第三者提供における本人同意に係る例外に関する FAQ (よくあるご質問への回答) の公表、医療機関の間での個人情報の共有に関する考え方の公表、接触追跡アプリの仕様を検討する有識者会議への適切な個人情報保護の観点からの関与、上記取組の GPA COVID-19 作業部会等での積極的な情報共有について報告を行った。

(※) 「新常态」、「新しい日常」等と訳されるコロナ禍後の新たな生活様式

3. データ保護に関するグローバルな相互運用の促進

「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」の考えに基づいた、個人データ越境流通促進のための国際的な枠組み構築に向けた当委員会の取組として、海外関係当局との対話の促進、OECD における信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則の策定に向けた議論への貢献、国際ウェビナーへの参加を通じた個人情報保護法制の整備が進められている国への知見・経験の共有等について説明を行った。

なお、次回の第 56 回 APPA フォーラムは、カナダのブリティッシュ・コロンビア州情報・プライバシー・コミッショナー・オフィス (OIPC) の主催により、本年 12 月 1 日（水）から 3 日（金）の日程でオンライン形式により開催される予定。

（以上）